

保健事業実施計画 (データヘルス計画)を策定



少子高齢化や生活習慣病の増加、医療の高度化などに伴う医療費の伸びが著しくなっており、医療費の適正化へ向けた取り組みがますます重要となっています。

市は、医療費の伸びを少しでも抑えるため、特定健康診査や保健指導などを実施し、生活習慣病の発症と疾病の重症化の予防に取り組んできました。

これらの取り組みに加え、近年では、診療報酬明細書(レセプト)の電子化により、健康・医療に関するデータを、保健事業の分析や評価に活用できる環境が整ってきています。

市が本年4月に策定した保健事業実施計画(データヘルス計画)では、取得した健康・医療データを基に、保健事業の「計画・実施・評価・改善」を繰り返す「PDCAサイクル(※)」により、国民健康保険被保険者のさらなる健康保持・増進に努めていくことにしています。

■花巻市の国保の現状

○国民健康保険の被保険者数

市の国保被保険者数は、毎年度減少しています。
年齢別に見ると、0～64歳までは減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、被保険者の高齢化が分かります。(表1)

(表1) 年齢構成別国保被保険者数の推移

年度	H20	H22	H24	H26
被保険者数	27,100	26,475	25,441	23,637
0～39歳	6,781	6,449	5,695	4,778
	25.0	24.4	22.4	20.2
40～64歳	10,416	10,269	9,887	8,555
	38.4	38.8	38.9	36.2
65～74歳	9,903	9,757	9,859	10,304
	36.6	36.8	38.7	43.6

●各年度の平均人数(平成26年度のみ9月末現在)。各年齢別における上段は被保険者数(単位:人)、下段は被保険者数に占める年齢別の被保険者の割合(単位:%)
(国民健康保険事業年報、月報)

○特定健康診査受診率

健康状態を把握する特定健康診査の受診率は、毎年度およそ5割で推移しています。

男女別に見ると、女性より男性の受診率が低く、また、年齢別で見ると、男女ともに64歳以下の受診率が低い傾向にあります。(表2)

(表2) 特定健康診査受診率 (単位:%)

年齢	性別	H23年度	H24年度	H25年度
40～64歳	男性	33.4	32.1	33.1
	女性	46.2	44.4	44.9
	合計	39.9	38.3	39.1
65～74歳	男性	57.8	55.5	55.3
	女性	62.1	60.6	60.2
	合計	60.2	58.3	58.0
男性合計		45.5	44.1	45.1
女性合計		54.7	53.3	53.6
総計		50.4	49.0	49.6

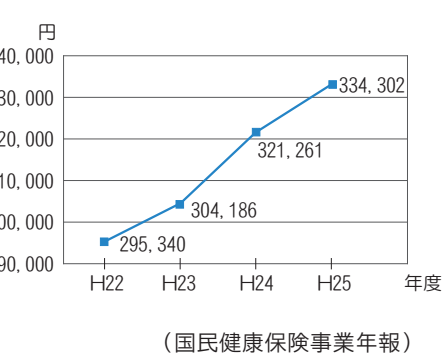
○医療費

1人当たりの医療費は年々増加しています(表3)。医療技術の進歩のほか、被保険者に占める高齢者の割合が高くなっていることから、今後も増加していくと考えら

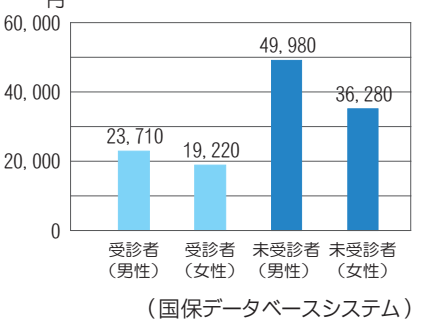
れます。

健診受診者と未受診者の医療費を比較すると、未受診者の医療費は受診者のおよそ2倍となっています。また、男性の方が女性より医療費が高い傾向にあります。(表4)

(表3) 年度別1人当たりの医療費



(表4) レセプト1件当たりの医療費 (平成25年度)



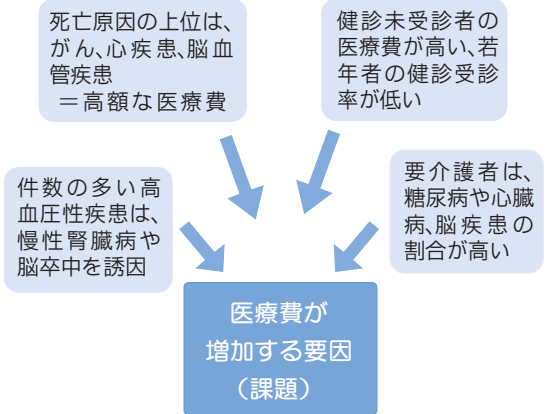
■医療費適正化に向けた課題

市の医療費は、国や県と比較すると、高血圧や糖尿病の占める割合が高くなっています。

また、50歳代後半からこれらの生活習慣病にかかる医療費が急激に増加しています。

健診時の質問調査結果(平成25年度)によると、花巻市は「就寝前に夕食を取る人」「1回30分以上の運動習慣のない人」「毎日飲酒する人」の割合が県や全国に比べやや高く、いずれの疾病も日々の生活習慣に起因している可能性がうか

がわかります。



■今後の保健事業の取り組み

さまざまな医療情報の分析結果から、現在の医療費を押し上げている慢性腎臓病と、今後の医療費増加の要因と考えられる脳卒中への対策を効果的に進めることが重要と考えます。以上のことから、次の三つの取り組みを進めます。

- ①生活習慣病の発症予防
タイムリーな受診勧奨と健診の充実、健診結果個人票の工夫、健診未受診者への受診勧奨
- ②疾病の重症化予防
個々に応じた保健指導、医療機

医療費受給者証を交付します

市では、表1に該当する方が病院や薬局で支払った医療費を助成しています。助成を受けるためには事前に申請手続きを行い、該当する医療費受給者証(以下、「受給者証」という)の交付を受ける必要があります。ただし、本人や保護者などの所得が表2の所得制限を超える場合は、受給者証の交付を受けることができません。

また、昨年度は所得制限を超えていたために受給者証の交付を受けることができなかった方でも、本年度(平成26年中)の所得が制限内であれば、申請により交付を受けることができます。

申請には、対象者の保険証、印鑑、預金通帳のほか、受給資格を確認できるもの(身体障がい者手帳1・2級、児童扶養手当証書など)が必要となります。

表1 医療費助成の対象者と該当要件

対象者	該当要件
乳幼児	出生から就学前の児童
小学生	小学1年生から6年生までの児童
妊産婦	妊娠5カ月に達する月の初日から出産(流産・死産を含む)した月の翌末日までの方
重度心身障がい者	身体障がい者手帳(1級・2級)、障がい基礎年金1級、特別障がい給付金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級のいずれかに該当する方
ひとり親家庭	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方(配偶者が重度心身障がい者の場合も含む)とその児童、父母のいない児童
寡婦(夫)	配偶者のいない方で、以前ひとり親として18歳未満の児童を扶養していた70歳未満の方

表2 医療費助成の所得制限限度額 (単位:千円)

扶養人数	乳幼児		小学生(父母)および妊産婦(本人・監護者)	重度心身障がい者		ひとり親家庭・寡婦	
	平成27年7月まで	平成27年8月から		本人	監護者	本人	監護者
0人	2,720	所得制限なし	2,720	3,954	6,637	1,920	2,360
1人	3,100		3,100	4,334	6,886	2,300	2,740
2人	3,480		3,480	4,714	7,099	2,680	3,120
3人	3,860		3,860	5,094	7,312	3,060	3,500
4人	4,240		4,240	5,474	7,525	3,440	3,880
5人	4,620		4,620	5,854	7,738	3,820	4,260

●乳幼児については、平成27年8月から所得制限が撤廃されます(平成27年7月まででも、3歳未満の場合は、表中の所得制限を超えても医療費助成の対象者となります)

●前年の所得と扶養親族などの数で判定します

●老人控除対象配偶者や老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合は、限度額に加算があります。詳しくは、お問い合わせください

【問い合わせ・申請】

- ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線533・534)
- ▷各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線142、石鳥谷☎45-2111内線227、東和☎42-2111内線223)

定期的に健診を受けて自分の健康状態を確かめましょう

【問い合わせ】
本庁国保医療課
(☎24・2111内線532)

関への早期受診勧奨、確実な治療継続に向けた指導
③医療費増加の抑制
医療機関の重複受診者などへの家庭訪問、生活習慣病改善に関する情報提供の充実